

Japan tax alert

EY税理士法人

新QI契約の公表: 適格仲介人(QI)に該当する 金融機関向けアップデート

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

米国時間2016年7月1日、IRS(米国内国歳入庁)は新QI契約案(Notice 2016-42、以下「新QI契約」)を公表しました。

QI契約は、米国の源泉徴収の対象となる金融商品を取り扱う米国外の金融機関が、租税回避行為を防止し適切な租税条約に基づく軽減税率を適用するなど、米国の源泉徴収義務者としての役割を履行するとともに、その事務負担を軽減するために締結するものです。現行のQI契約は、2014年6月27日にIRSにより公表(Revenue Procedure 2014-39、2014年7月14日付けFATCA/CRS/QIニュース)されたものですが、新QI契約が最終化された場合、新QI契約が2017年1月1日以降適用されることとなります。

新QI契約の主要ポイントは、以下の通りです。

主要ポイント	影響を受けることが想定される主な対象者
QIステータスの取得手続及び有効日	すべてのQI
QI契約に係る検証及びIRSへの宣誓手続	すべてのQI
適格デリバティブ取扱業者(Qualified Derivatives Dealers、以下「QDD」)の導入	デリバティブを取扱う銀行や証券会社
利子見合いの支払いに係る一次源泉徴収義務	債券に係る買戻条件付売却や賃借契約を行うQI
法人顧客に対する特典制限条項への対応	法人やファンド等の事業体と取引を行うQI

新QI契約に関する意見の募集期日は、2016年8月31日までとしています。新QI契約は、募集した意見の内容を検討の上、最終化される予定です。

QIステータスの取得手続及び有効日

現行のQI契約は2016年12月31日で失効します。したがって、既存QIは、QIステータスを継続するために、2017年3月31日までにFFIポータルを通じて更新手続が求められます。

2017年1月1日以降にQIステータスを取得する場合のQI契約の有効日は、以下のいずれかの条件の下、取得申請を行った年の1月1日となります。

- ▶ 申請を3月31日までにを行う場合
- ▶ 申請を4月1日以降に行い、かつ、申請日までに報告対象となる所得を受領していない場合

上記に該当しない場合、申請がIRSにより承認されQI-EIN(QI用の雇用者認識番号)が発行された月からQI契約が有効となります。

QI契約の失効日は、有効日から3暦年目の年末となります。

新規にQIステータスを取得する金融機関は、申請様式であるForm 14345をIRSへ提出し取得することができます。今後、本様式がQDDステータスの取得申請を包含する形で修正されることが予定されています。

検証及びIRSへの宣誓手続

QIは責任者(Compliance Officer)を任命することが求められます。責任者はコンプライアンスプログラムの構築し、宣誓対象期間毎に内部統制の有効性を検証の上、その有効性をIRSに対して宣誓することが求められます。新QI契約では、本手続きに関し、主に以下の点が明確化されています。

- ▶ IRSへの宣誓は、合理的な検証手続きに依拠することができるとしています。本手続きは文書化の上、IRSから依頼がある場合に提供できるよう準備する必要があります。
- ▶ 新QI契約の付属書I(Annex I)では、宣誓対象期間中のいずれか1暦年に関して提出が求められている事実情報(Factual Information)の詳細が提示されています。当該情報は、検証結果に基づいたものである必要があります。要修正事項が発見された場合には、是正措置が講じられるよう時間的余裕をもって準備を行うことが必要となります。
- ▶ 付属書II(Annex II)では、50以上の口座を有する場合に分析的サンプリング手法を用いることについて宥恕規定が設けられています。サンプリングに依拠する場合、最少50口座、最大321口座をサンプルサイズとしています。

- ▶ 一定の小規模なQIに対して、定期的検証の免除が適用されます。免除規定の適用条件として、各年度の報告対象金額が5,000,000米ドルを超えないことやQI及びFATCAで求められる年次報告(例:Form 1042、1042-S、8966など)を期日内に提出していることなどの要件充足が必要となります。なお、QDDステータスを有するQIは、免除規定の適用を受けることができません。
- ▶ 免除規定の提供を受ける場合、その旨の申請をIRSに対して行う必要がありますが、前述で求められる事実情報の提出は免除されます。

また、源泉外国パートナーシップ(Withholding Foreign Partner, WP)及び源泉外国信託(Withholding Foreign Trust, WT)について、そのステータス維持のために求められる手続要件は、QIが求められる要件と類似するものになる予定です。

さらに、新QI契約では、共通支配下のグループ会社の場合に、一定の条件の下、連結ベース(連結コンプライアンスプログラム)でIRSに対して宣誓を行うことが可能となっています。

各QIでは、QI遵守のためのコンプライアンスプログラムの具備を行い、適切なガバナンス体制を構築する必要があります。また、内部統制の有効性を裏付けるための適切な事務フローの確立及びシステム対応のレベル感について評価を行う必要があると考えられます。現行のQI契約上、定期的検証に係る免除規定は明記されておらず、追加ガイダンスが待たれていました。今回の新QI契約で免除規定が明らかになったことで、多くのQIにとって負担軽減につながるものとなります。

適格デリバティブ取扱業者(Qualified Derivatives Dealers、以下「QDD」)の導入

一定の想定元本に基づく契約(Notional Principal Contract)に基づき支払われる配当見合いの金額(Dividend Equivalent Amount、以下「DEA」)が、非米国(法)人に支払われる場合、米国源泉徴収の対象となります。具体的には、米国株式を参照する一定のデリバティブ金融商品から支払われるDEAが、米国源泉所得として取り扱われ、米国源泉徴収(基本税率30%、ただし租税条約による軽減税率適用あり)の対象となります。しかしながら、QDDステータスを有する金融機関に対するDEAについては、一定の要件の下、源泉税が課されないこととなります。

本規定は、内国歳入法第871条(m)(以下「871条(m)」)に基づいていますが、関連規則が最終化される際に加筆修正される項目について、今回の新QI契約にあらかじめ反映された形となっています。

QDDに係る主な要件及び影響は、以下の通りです。

- ▶ QDDの取得にあたっては、2017年1月1日又はQDD取得日のいずれか遅い日までにQIステータスを有することが求められます。
- ▶ 871条(m)に係る所得の受領や支払いを仲介者(Intermediary)としてのみ行う場合、QDDを取得することができません。例えば、顧客のために米国法人による株式配当を参照する仕組債の保護預かりを行うQIがこれに該当します。
- ▶ QDDは、871条(m)に係る取引に関し、一次源泉徴収義務、さらに米国人顧客に対するForm 1099やバックアップ源泉の義務を負う必要があります。
- ▶ QDDは対象取引に関連して元となる証券からの配当総額や同配当に関連するDEA、さらに、取扱業者として同配当に関連して支払う義務のあるDEAの総額について取りまとめた一覧表(Reconciliation Schedule)を作成することが求められています。
- ▶ QDDはDEAをForm 1042-Sにより報告することが求められます。
- ▶ QDDは定期的検証及びIRSに対する宣誓が求められます。なお、検証及び宣誓は、871条(m)に係る取引の範囲内で実施することになります。

QDDは、証券会社や顧客とヘッジ取引による配当やDEAを受領する銀行やそのような銀行の子会社が取得対象となります。QDD取得を行う金融機関は、IRSへ申請手続きを行う必要があります。

また、QDD取得後、今後改訂されるW-8IMYに当該ステータスを記載の上、上流の金融機関に提出することになります。QDDはQIであることが前提となるため、コンプライアンスプログラムの具備や定期的宣誓等の各種要件を遵守するとともに、源泉徴収義務を履行できるか否かの検討、さらに運用に向けた態勢整備が必要になることに留意する必要があります。

利子見合いの支払いに係る 一次源泉徴収義務

QDDの導入に平仄をあわせて、QIは利子や利子見合いの支払いについても一次源泉徴収義務、さらに米国人顧客に対するForm 1099やバックアップ源泉の義務を負うことが選択できるようになりました。これらの義務はForm W-8IMY上で表明することができます。

債券に係る買戻条件付き売却(Sale-purchase Agreement)や債券貸借契約(Security Lending)などの取引において、利子見合いの支払いを行うQIに影響を及ぼす内容となっており、源泉徴収義務を履行できるか否かの検討、さらに運用に向けた態勢整備が必要になります。

法人顧客に対する特典制限(Limitation of Benefits、以下「LOB」)条項への対応

新QI契約では、QIがこれまで法人顧客より取得していた租税条約上の軽減税率の恩典を利用することができる適格者であることを確認するための租税条約表明文書(Treaty Statement)について、取得要件の追加を行っています。本追加は、2016年4月に改訂されたForm W-8BEN-E及びForm 1042-S上で追加的に求められるLOB条項に該当する法人種別の記載と平仄をあわせたものになっています。

現在、Form W-8BEN-Eの改訂版を法人顧客に提出を要請する、又は、取引先金融機関等から提出を求めるなどの対応を行っているケースが見受けられますが、同様に2017年以降、QIは本人確認手続においてLOB条項に該当する法人種別に係る情報を取得することが求められます。そのため、QIは、法人顧客に対する現行の帳票や事務手続の見直しを検討する必要があります。

Notice 2016-42の原文は、下記リンクからご覧いただけます。
<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-16-42.pdf>

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160805

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp